

指摘事項の末尾の*印のあるものは、同様指摘が2件以上を示す。

I 診療内容等に関する事項

5. 在宅医療(続き)

(5) 歯科疾患在宅療養管理料

① 算定要件を満たさない歯科疾患在宅療養管理料を算定していたので改めること。

ア 管理計画書を患者又はその家族に提供しない月において、管理内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。

編注:「算定要件を満たさない」として上げられたが、本体点数は返還金の対象とならず、加算部分が対象とされた。

② 歯科疾患在宅療養管理料の算定に係る管理計画書に管理方法の概要の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

③ 管理計画書の口腔内の状態の記載に具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

④ 診療録の歯科疾患の管理を行った要点記載の内容が具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

(5)-2 口腔機能管理加算

① 算定要件を満たさない口腔機能管理加算を算定していたので改めること。*

ア 口腔機能の評価を行っていない例が認められた。

イ 口腔機能の状態の評価が具体性に行われていない例が認められた。*

ウ 口腔機能の評価を行い、当該評価結果を踏まえた管理計画書が作成されておらず、患者又はその家族に

対して文書による情報提供が行われていない例が認められた。

以上は返還金の対象となった。

② 口腔機能管理加算の算定において、

ア 管理計画書の口腔ケアに対するリスク及び管理方法の概要の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

イ 管理計画書の咀嚼機能の状態、摂食・嚥下機能の状況及び構音機能の状況の記載が具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

編注:在宅療養支援歯科診療所(歯援診)のみで算定できた口腔機能管理加算50点は、28年4月改定で歯科疾患在宅療養管理料の本体点数に組み込まれ、文書提供は歯科疾患管理柳料と同様に10点の文書提供料加算になった。そして本体点数では、管理計画の診療録記載又は管理計画書の診療録添付が歯援診及びそれ以外の診療所で共通のものとなってきている。従前、歯援診の口腔管理加算でのみで返還金が生じていたが、28年4月以降は、本体点数に影響が及ぶと考えられ、注意が必要だ。

6. 検査

(1) 平行測定検査(1装置につき)

① 算定要件を満たさない平行測定

27年度個別指導指摘事項③

ここに紹介する平成27年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。掲載3回目。

を算定していたので改めること。

ア 診療録に検査結果を記載していない例が認められた。*

編注:アのような指摘で返還金が出てた例だが、28年4月改定で同検査はなくなり、ブリッジの支台歯加算に改められた。それ以前のレセプトと診療録が対象の28年度前半期の個別指導までは同様指摘で返還金が生じた。

② 診療録への検査結果の詳細な記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

(2) 歯周病検査(1装置につき)

① 算定要件を満たさない歯周精密検査を算定していたので改めること。

ア 4点法による歯周ポケット測定及びプラークチャートを用いたプラークチャートを用いたプラークの付着状況の検査結果を診療録へ記載していなかった。(返還金事例)

② 歯周基本検査の実施にあたり、1点法以上の歯周ポケット測定及び歯の動搖度検査の検査結果の記載方法が不適当であったので、記載方法を改めること。

③ 歯周基本検査において、歯の動搖度検査の検査結果の診療録への記載方法が不適当であったので記載の方法を改めること。

④ 歯周精密検査において、歯の動搖度検査の検査結果の診療録への記載方法が不適当であったので記載の方法を改めること。

(3) 電気的根管長測定検査

① 算定要件を満たさない電気的根管長測定検査を算定していたので改めること。

ア 診療録に検査結果の記載のない例が認められた。(返還金事例)

(4) 皮肉反応検査

① 算定要件を満たさない皮肉反応検査を算定していたので改めること。

ア 薬物投与にあたり、あらかじめ過敏性検査を行った場合において算定している例が認められた。(返還金事例)

7. 画像診断

(1) 歯科エックス線撮影

① 算定要件を満たさない歯科エックス線撮影を算定していたので改めること。

ア 診療録に写真診断の所見の記載がない例が認められた。*(返還金事例)

② 写真診断の所見の診療録の記載が

ア 不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

イ 具体性を欠く例が認められたの

で適切に記載すること。

ウ 具体性を欠く不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

エ 画一的で不十分な例が認められたので適切に記載すること。

② 全顎撮影以外の場合(デジタル撮影)を全顎撮影の場合(アナログ撮影)で算定している例が認められたので改めること。

③ 画像が不鮮明な例が認められたので、機器の管理、取扱いを適切に行い、不鮮明なものは撮影し直す等治療の適正を期すこと。

(2) 歯科パノラマ断層撮影

① 算定要件を満たさない歯科パノラマ断層撮影を算定していたので改めること。

ア 撮影の目的が歯科医学的に必要性のない例が認められた。(返還金事例)

② 写真診断の所見の診療録の記載が

ア 不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

イ 画一的な例が認められたので適切に記載すること。

ウ 具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。

(3) コンピューター断層撮影(CT撮影)

① 撮影の目的が歯科医学的な必要性に乏しく不明確な例が認められたので必要性を考慮のうえ適切な画像診断を行うこと。

8. 投薬

(1) 投薬

① 薬剤の投与にあたっては、患者の症状に応じてその必要性を十分に考慮し投薬内容を検討すること。*

② 薬剤の適応外の投与が認められたので留意すること。

③ 患者の症状によらず傾向的かつ画一的な以下の処方が認められたので改めること。

ア 胃炎・消化性潰瘍治療剤

9. 注射

(1) 静脈内注射

① 静脈内注射における抗生素質の投与にあたっては、その必要性を十分に考慮すること。

10. リハビリテーション

(1) 歯科口腔リハビリテーション料1

① 算定要件を満たさない歯科口腔リハビリテーション料1の「有床義歯の場合」を算定していたので改めること。

ア 新製有床義歯管理料を算定した

日の属する月に歯科口腔リハビリテーション料1を算定していた。*
イ 診療録に調整方法及び調整部位に係る記載がない。

ウ 診療録に調整方法、調整部位及び義歯に係る指導内容の記載がない例が認められた。

エ 「困難な場合」について、9歯以上の局部義歯を装着し、かつ、当該局部義歯以外は臼歯部で垂直的咬合関係を有しない患者以外に対して算定している例が認められた。

オ 保険適用外で製作した有床義歯に対して、歯科口腔リハビリテーション料1の「有床義歯の場合」を算定している例が認められた。

以上、返還金事例。

② 歯科口腔リハビリテーション料1の「有床義歯の場合」の算定において

ア 診療録の調整方法及び調整部位の記載に不十分な例が認められたので適切に記載すること。*

イ 診療録の調整方法及び調整部位の記載に具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。*

ウ 診療録の指導内容の要点の記載に具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。*

11. 処置

(1) う蝕処置

① う蝕処置の算定において診療録の処置内容の記載に具体性を欠く例が認められたので適切に記載すること。*

② う蝕処置について、次の不適切な例が認められたので改めること。

ア 診療録に処置内容を記載していない。

(2) 咬合調整

① 歯冠形態修正において、診療録の歯冠形態の修正理由の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

(3) 残根削合

① 舌、頬粘膜の咬傷を起こすような場合の歯冠形態の修正を義歯製作又は義歯の修理の必要上、やむを得ず残根歯の削合のみを行う場合として算定している例が認められたので改めること。

(4) 根管充填処置

① 根管充填処置において、根管充填料が根尖孔に到達していない例が認められたので、良好な根管充填が得られるよう努めること。

次号では、「11.処置」の続きとなる加圧根管充填処置の指摘事項から「12.歯周治療の関係」、「13.手術」の(7)口腔内消炎手術までを掲載。